

滋賀県立

聴覚障害者センター

—49号—



すべての聴覚障害者が
利用しやすいセンターを

目指して！

北部地域で事業が始まりました

北部地域の聴覚障害者に、よりセンター事業を利用していただくために、県から委託を受けて実施している「聴覚障害者に対する相談事業」や「聴覚障害者生活訓練事業」、「听力相談事業」などを北部地域で今年度より実施しております。

これまで当センターは聴覚障害者同士が集って学び、また支援者や地域の人たちとの交流や連携を図る拠点として事業を展開してきました。

しかし、草津市にあることから利用者は湖南地域の方に偏っており、センターとしても平成15年に湖北地域

聴覚障害者ビデオライブラリーがオープンしましたが、その他の事業の実施が課題となっていました。

このことを受けて、今年度の事業計画を作るにあたり県と検討を重ね、

センター事業の一部を北部地域で実施する運びとなりました。

すでに5月から「聴覚障害者に対する相談事業」を開始。「聴覚障害者生活訓練事業」も6月より開始し、今後毎月1回ずつ開催していきます。また「听力相談事業」については体制を調整しており、整い次第実施する予定となっています。

平成20年度認定証授与式

滋賀県からの委託事業として、当センターでは手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、盲ろう者通訳・

介助者養成事業を実施しています。
4月26日（土）に各種事業の新規登録者に対し、認定証の授与を行いました。

手話通訳者8名、要約筆記者9名、

盲ろう者通訳・介助者22名と多くの活動者が誕生しました。授与式では、

聴覚障害者団体やしが盲ろう者友の会から激励の言葉を頂き、登録者と

しての自覚と決意が新たにされたよ

うです。尚、盲ろう者通訳・介助者

派遣事業はNPO法人しが盲ろう友の会が実施されています。

健康を守るために

「いきいきと活動するためには」 第1回登録者研修会

去る4月26日土曜日、草津市立サンサンホールにて、平成20年度第一回目の登録手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者の研修会を行いました。

毎年初回の研修会では「健康」をテーマに学習を重ねてきました。今回は、「いきいきと活動するためには」と題し、滋賀医科大学社会医学講座と予防医学の北原照代氏に講義していました。

通訳者が健康に活動できこそ、聴覚障害者・盲ろう者の社会参加が保障されます。「雇用主が」「手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助者が」そして「聴覚障害者・盲ろう者が」それぞれ取り組むべき課題を考える必要があります。

まず、「頸肩腕障害」とは何か、なぜ手話通訳者に発生しやすいのか、その予防方法と健康管理の重要性について話されました。次に、平成1

9年度実施の登録手話通訳者と要約筆記者の健康管理事業と頸肩腕検診結果の報告がありました。その結果から見えてくる今後の課題として、雇用形態・身分保障の問題や、市町の単独派遣と県派遣とのコーディネートのあり方、盲ろう者通訳・介助者の派遣等を示されました。

9年年度実施の登録手話通訳者と要約筆記者の健康管理事業と頸肩腕検診結果の報告がありました。その結果から見えてくる今後の課題として、雇用形態・身分保障の問題や、市町の単独派遣と県派遣とのコーディネートのあり方、盲ろう者通訳・介助者の派遣等を示されました。

参加者からは、「学習の積み重ねにより知識や自覚が身に付いてきた」「自分の体のサインに『気を付けたい』」「仲間の表情にも気をとめて協力し合って活動したい」等の感想や研修

の中にストレッチを取り入れてほしいなどの意見がありました。今年度もみんなが健康に活動できるよう取り組んでいきます。

コミュニケーションのバリアフリーをめざして

手話入門講座が各市で開催

県内の各市では、手話を学び聴覚障害者との交流活動やコミュニケーションのバリアフリーをすすめようと毎年、手話講座を開催しています。同講座は、聴覚障害者が暮らす身近な地域で、聴覚障害者の理解者や手話によるコミュニケーション機会を広げる貴重な機会となつておなり、厚労省が方針を発表した平成10年以降、毎年、実施する自治体が増えていました。今年度は、8市（下記）が実施

する手話講座を当センター（法人）が協力しています。

入門講座では、聴覚障害者の生活や障害者福祉に関する基礎的な知識を学ぶと共に、手話で自己紹介や簡単な日常会話ができるレベルの習得を目指します。また、カリキュラムでは、手話フェスティバル（9月7日）への参加や、全国手話検定試験へのチャレンジなど、目標を持つた学習になるよう企画されています。

このたび、滋賀県内の登録手話通訳者・要約筆記者の知識や技術の研鑽の材料として利用するために、2冊の講義録を作成しました。

一冊目は、龍谷大学社会学部臨床福祉学科の村井龍治教授に登録者研修会の講義をまとめた『人が人を支援するとは』です。

聴覚障害者を支援する立場にある私たちが、対象者と関わる上でどのようなことを大切にしないといけないかが書かれています。支援する場合、当事者を中心に考えること。支援・援助の基本は自己覚知であること。また、関係性を作る際には、お互いに「みる」「きく」「わかる」「伝える」ことを大切にし、「助けられる・助けられる」の関係ではなく、いつも「対等な関係」であることなどがまとめられています。

登録手話通訳者等研修会の講義録2冊を発行しました

対人支援の基本と支援者の役割

このたび、滋賀県内の登録手話通訳者・要約筆記者の知識や技術の研鑽の材料として利用するために、2冊の講義録を作成しました。

部地域福祉学科の長上深雪教授の講義をまとめた『実態調査から学ぶ支援者の役割』です。

昨年度実施しました「滋賀県における聴覚障害者の生活実態調査」の結果を踏まえた上で、支援者の役割について書かれています。2000年以降、社会福祉の世界で「支援者」という言葉が使われ始めましたが、憲法25条にある生存権を具体化したものが社会福祉であり、その一翼を担っているのが支援者＝専門職としての私たちであることを最初に抑えた上で、今の聴覚障害者の暮らしの課題を実態調査から学び、2つの

「そうぞう力」＝「想像力」と「創造力」を鍛え、働かせることが大切だとまとめられています。

この2冊は、20年度登録の手話通訳者・要約筆記者に配布し、さらなる研鑽に努めていきたいと思います。

- 米原市入門講座
- 彦根市入門講座
- 野洲市・守山市入門講座
- 栗東市入門講座
- 湖南省・甲賀市入門講座
- 草津市入門講座

- （6月17日～11月4日／毎週火曜日の夜間）
- （6月26日～11月6日／毎週木曜日の夜間）
- （6月19日～10月30日／毎週木曜日の夜間）
- （6月3日～10月21日／毎週木曜日の夜間）
- （7月2日～11月12日／毎週水曜日の昼間）
- （6月27日～11月7日／毎週金曜日の夜間）

〈平成20年度 養成事業開講予定表〉

講座名	受講者対象	定員	会場	開催期間
手話ボランティア養成 入門	手話学習経験が無いまたは一年未満で、全講座を履修できる方	40	センター	7月7日～10月20日 (毎週月曜)午後1:30～4:30
手話ボランティア養成 基礎	手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能で、全講座を履修できる方	40	センター	6月6日～9月26日 (毎週金曜)午後1:30～4:30
手話通訳者養成 基礎(昼コース)	手話の学習歴が概ね3年以上で、全講座を履修できる方予め面接等の審査で、実施主体が適当と認めた方	20	近江八幡市内	10月4日～2月28日 (毎週火曜)午後1:30～3:30
手話通訳者養成 基礎(夜コース)	手話の学習歴が概ね3年以上で、全講座を履修できる方予め面接等の審査で、実施主体が適当と認めた方	20	センター	10月6日～3月23日 (毎週月曜)午後7:00～9:00
手話通訳者養成 応用・実践(昼コース)	平成19年度手話通訳者養成講座基本課程の修了者又は、同等の知識や技術を有する方で、実施主体の長が認めた方	20	センター	4月10日～10月9日 (毎週木曜)午後1:30～3:30
手話通訳者養成 応用・実践(夜コース)	平成19年度手話通訳者養成講座基本課程の修了者又は、同等の知識や技術を有する方で、実施主体の長が認めた方	20	彦根市内	4月9日～10月8日 (毎週水曜)午後7:00～9:00
手話通訳士養成	平成20年度手話通訳者技能認定試験(手話通訳士試験)の受験を予定している方	10	センター	6月24日～9月30日 (隔週火曜)午前9:30～12:30
要約筆記者養成 基礎(手書きコース)	県内在住、在勤の18歳以上で聴覚障害者への理解がある方2カ年にわたる養成講座を受講できる方	40	センター	9月3日～1月28日 (毎週水曜)午後1:30～4:30
要約筆記者養成 基礎(手書きコース)	県内在住、在勤の18歳以上で聴覚障害者への理解がある方2カ年にわたる養成講座を受講できる方	40	センター	後半からコースにより受講日が変わります。
要約筆記者養成 応用(PCコース)	①平成18、19年度に、滋賀県及び米原市主催要約筆記者養成講座(32H)を終了した方 ②北部地域の県登録要約筆記者で貢う堂休止中の方。 ③平成18、19年度登録者研修会に出席できなかった方	左記の内容に該当される方	米原市内	6月3日(一日) 6月10日～7月15日 (毎週火曜)午後1:30～4:30
要約筆記者指導 マネジメント	講師を目指す聴覚障害者と県登録要約筆記者	左記の内容に該当される方	センター内	5月11日、6月29日 講師グループ研修会は平日夜に開講予定
盲ろう者通訳介助者養成	県内在住、在勤の18歳以上で、盲ろう者の福祉への理解がある方。講座修了後、県盲ろう者通訳介助者として活動できる方を対象とします。	20	会場は日に より変更。 近江八幡市、 守山市、彦 根市)	9月4日～2月12日 (毎週木曜)午後1:30～4:30

〈その他のお知らせ〉

手話通訳士技能認定試験	学科試験：10月11日(土曜) 実技試験：10月12日
登録手話通訳者研修会	4月26日、6月14日、他4回(日程未定)
新規登録手話通訳者研修会	5月21日、7月5日、2月21日
登録要約筆記者認定試験	8月30日、31日、2月7日、8日
登録要約筆記者研修会	7月13日(手書き)、7月27日(PC) 7月19日、1月17日(登録者懇談会) *PC初級者対象研修会の日程は未定

リーゼン
日時：毎月第1木曜日
場所：湖北地域聴覚障害者ビデオライブラリー
(湖北地域振興局内)

* 事前予約制です。申込みを希望される方は、聴覚障害者センターにご連絡下さい。

本年度は湖北地域で開催します
★IT相談(パソコンに関する相談)
このお知らせ

毎月第1木曜日に、聴覚障害者のためのIT相談会を開催します。年賀状の作り方、ワードやエクセルの使い方等々：手話や筆談で対応しますので、お気軽にご申込み下さい。

★「きこえの相談」と 「聞こえのサロン」のお知らせ

聴覚障害者センターでは、第2・3火曜日の午後に、「きこえの相談」を開催しています。専門家を招いて、悩み相談や聴力検査に応じています。また、「聞こえのサロン」も開催しています。このサロンでは、難聴者の方が、コミュニケーションや日常生活に関する情報(例：残存聴力を活用して電話で会話する方法。テレビを楽しむ方法。きこえにくい状況を周囲の人どのように理解してもらうか。など)の相談に応じています。是非、お気軽にお越し下さい。

* 事前予約制です。申込みを希望される方は、聴覚障害者センターにご連絡下さい。

〈きこえの相談〉

場所：県立聴覚障害者センター

日時：毎月第2・3火曜日

午後1:30～3:30

〈聞こえのサロン〉

場所：県立聴覚障害者センター

日時：6月21日、9月27日

12月6日、3月14日

* 9月27日の開催場所はセンター外です。

★★★★★☆☆ ブログ頑張ってます！ ★★★★★☆☆

昨日11月にブログを開設して、おかげさまで、半年がすぎました。

1日平均250件のアクセスがあり、訪問者数も13,000を越え、ブログアクセス件数も33,000を越えました。
(6月末) ありがとうございます。

ブログのサイドバーにあるgremz（グリムズ）の木も大きくなって、5月の初めに「大人の樹」に成長しました。現在2本目を育成中です。次は、どんな樹になるか楽しみです。



ちなみに、これまでのブログのランキングですが

順位	blog タイトル	アクセス数
1	滋賀県手話通訳問題研究会の合同学習会のお知らせ	341
2	目・頭をリラックス!?	336
3	大津市手話サークル連絡協議会20周年の集いのご案内	300
4	聴覚障害者マーク	265
5	第23回滋賀県聴覚障害者福祉大会のご案内	261
6	手話通訳による聴覚障害者対象の特定任意講習会	223
7	世田谷福祉専門学校実習生	218
8	センター利用時間変更のお知らせ	209
9	聴覚障害者対象 手話学習会のお知らせ	200
10	ブログ紹介ありがとうございます	198

ランキングとしては、ブログを開設した頃の記事が多く、既に終了した記事が多いですが、「息抜き」の記事も人気があるようですね。大分の聴覚障害者センターさんがブログで紹介して下さったことも大きかったです。

また、ブログを通して、他府県の情報提供施設と交流が広がったり、読者の方から投稿の写真を頂くなど、情報提供の輪が広がっています。

引き続き、息抜きの記事を入れながら、200号、300号…と頑張ります。応援よろしくお願いします。

また、投稿記事や写真も募集しています。

★ ブログをご覧になりたい方はこちらまで
<http://shigajou.blog.eonet.jp>

◆ 2008年度事業概要を作成しました ◆

当センターホームページより、ご覧になることが出来ます。

下記のアドレスにアクセスして下さい。

<http://www.shigajou.or.jp/gaiyou.html>

◆ センターだよりバックナンバー ◆

創刊号から40号までの「センターだより」のバックナンバーを整理しました。

ご覧になりたい方は、当センターホームページからご覧下さい。

<http://www.shigajou.or.jp/centerdayori.html>

タツノオトシゴ

ミャンマーのサイクロン被害、中国の四川大地震と続き、今度は岩手・宮城内陸地震発生。アジア各地で大災害が相次ぐニュースなどで被害状況を聞き及んでいますが、本当に心痛ましいことです。聴覚障害者にも被災者が多く出たのでしょうか。これまで、ろうの被災者にとっては過酷な状況に置かれることを私どもは身を持って体験しています。災害時には、危険を知ったり、行動を判断するための情報が入りにくく、生命が危険にさらされることすらあります。

特にミャンマー被災地をとりまく環境は、物価の激しい上昇で米など食糧が買えなくなり、安全な飲料水の不足、雨をしのぐ屋根・壁の破損で下痢や熱などの病状を訴える被災者が増加しつつあるそうです。緊急支援活動は①スピード(迅速な対応)②確実に届ける③被災地の復興など重要な役割があります。

5年前に中央防災会議から「2030年前後に発生する可能性が高い東南海・南海地震に備えて防災対策するように」と発表がありました。

滋賀県で、もしもマグニチュード7以上の地震が発生したら聴覚障害者センターやみみの里はどう行動するか、「福祉避難所」または「対策本部」として設置し緊急災害時の情報収集、救援情報・緊急通報の発信、コミュニケーション支援体制の確立など救援態勢を可能にする防災計画を一刻も早く策定しておきたいものです。計画策定だけではなく、日頃の訓練の積み重ねも必要です。(F/I)